

令和元年8月1日発行

発行元 茨城県農林水産部農地局
農地整備課

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nosei/index.html>

電子基準点ってなに？

電子基準点とは24時間、GNSS連続観測を実施している観測点のことです。

GNSS (Global Navigation Satellite System)とはGPS【アメリカ】、ガリレオ【EU】、グロナス【ロシア】、みちびき【日本】等、衛星測位システムの総称で、測量では日本以外の国の衛星も利用しています。

電子基準点は約20km間隔で全国に約1,300ヶ所あり、茨城県内には小・中学校や公園等を中心に22ヶ所設置されています。観測したデータは毎秒記録され、国土地理院（つくば市）へ転送されます。

GNSSを用いた地籍測量では、電子基準点を既知点として用いることで、作業者が既知点に測量機器の設置をする必要がなくなるため、作業の効率化が図られます。

また、国土地理院では、全国の電子基準点で取得された観測データをもとに、地震や火山の活動に起因する地殻変動を監視し、そのメカニズムを明らかにしています。



電子基準点は設置された年代により、上記3点のように形が違います。

また、左記のように特殊な形の電子基準点もあります。

問合せ先 茨城県 農林水産部 農地局

農地整備課 地籍担当

TEL 029-301-4254 (直通)

FAX 029-301-4249